

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
長野県	長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創生特区活用プラン	長野県	<p>農事組合法人は、農協法により、農業以外の事業が制限されており、地域存立に不可欠な「生活サービス事業」などを実施することができない。株式会社に組織変更すれば実施可能だが、平等であった発言権が株式の持ち分に応じたものになること等から、生活サービス事業への参入を検討する上で大きな支障となっている。そこで、地方創生の観点から、農事組合法人が行うことができる事業種類に、農閑期等に容易に取り組める範囲で地域に密着した「生活サービス事業」を加える。</p> <p>※地域に密着した生活サービスの例 ①生活用品や食料品の宅配や販売 ②高齢者の病院等への送迎 ③子どもの一時預かり ④生活道路や民家等の除雪請負や補修 ⑤新聞配達 等</p>	<p>・急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線や便数激減など、生活面での多くの課題を抱えている農山村集落において、地域に密着した生活サービスが提供しやすくなる。</p>	<p>農事組合法人の事業範囲の制限 過疎地有償運送、福祉有償運送の実施主体の制限</p>	<p>・農業協同組合法第72条の8</p>	<p>農事組合法人が行うことができる事業種類に、農閑期等に容易に取り組める範囲で地域に密着した「生活サービス事業」を加える。 法人の本来事業である農業経営に支障を来すことがないように、必要に応じて売上高に占めるサービス事業の割合に制限を設けるよう措置する。</p>
			<p>農事組合法人は、農協法により、農業以外の事業が制限されており、地域存立に不可欠な「生活サービス事業」などを実施することができない。株式会社に組織変更すれば実施可能だが、平等であった発言権が株式の持ち分に応じたものになること等から、生活サービス事業への参入を検討する上で大きな支障となっている。そこで、地方創生の観点から、農事組合法人が行うことができる事業種類に、農閑期等に容易に取り組める範囲で地域に密着した「生活サービス事業」を加える。</p> <p>※地域に密着した生活サービスの例 ①生活用品や食料品の宅配や販売 ②高齢者の病院等への送迎 ③子どもの一時預かり ④生活道路や民家等の除雪請負や補修 ⑤新聞配達 等</p>	<p>・急速な高齢化や人材不足、商店の撤退や公共交通機関の廃線や便数激減など、生活面での多くの課題を抱えている農山村集落において、地域に密着した生活サービスが提供しやすくなる。</p>	<p>過疎地有償運送、福祉有償運送の実施主体が制限されており、農事組合法人は有償運送を実施することができない。</p>	<p>・道路運送法第78条第2号</p>	<p>有償運送を行える者に、農事組合法人を加える。</p>

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
長野県	長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創生特区活用プラン	長野県	<p>長野県の介護人材は不足しており、介護人材の養成が大きな課題となっている。一方、養成ルートの一つである福祉系高等学校においては、平成19年の法改正により、介護福祉士国家試験の受験資格を得るための指定科目単位数が1.5倍に増加し、普通科目単位数を圧迫することで幅広い知識・教養の習得が難しくなったり、7時間目や長期休業中等の授業・実習の実施により、生徒に負担がかかるといった課題が生じている。</p> <p>そこで、地域の介護福祉士養成施設と福祉系の学科・コースを持つ高等学校が連携し、高等学校で取得した単位と卒業後養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を修了したとみなし、国家試験受験資格を得られるよう措置し、介護福祉士資格取得の道を広げる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に必要な介護人材を地域で養成・育成することが可能となる。 ・福祉系高等学校の生徒が十分な基礎知識・教養を習得したうえで、将来の国家資格取得につながるキャリア形成を行うことができ、もって介護分野への参入が促進される。 ・高等学校卒業後養成施設において更に専門性を磨くことで、介護福祉士としての質の向上が図られる。 ・多くの養成施設では定員割れの状態となっており、新たな学生の掘り起こしにつながる。 	<p>高等学校修了時に介護福祉士国家試験受験資格を得るには、指定科目52単位(約1,800時間)以上のカリキュラム、教員、施設・整備、実習施設等を整備し、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた「福祉系高等学校」を修了する必要がある。</p> <p>指定校以外の高等学校卒業者が受験資格を得るには、養成施設において2年間1,800時間の指定科目を履修することが必要であり、その際、高等学校で履修した科目についても改めて履修しなければならない。</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法第40条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条</p>	<p>地域の養成施設と連携した高等学校において福祉に係る指定科目の単位取得して卒業した者については、高等学校で取得した単位と卒業後養成施設で取得した単位を通算することで、必要な指定科目を修了したとみなし、国家試験受験資格を得られるよう措置する。</p>
			<p>空港において、運用時間の延長時間帯での具体的な計画がない状況においても、運航が期待される範囲の運用時間を事前に確保することにより、航空会社等に対して、利便性の高いダイヤ編成、増便、新規就航等を積極的に働きかけ、路線の充実を実現し、空港の活性化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空港の運用時間の延長により、航空運送事業者が、利便性の高い柔軟なダイヤ編成をすることが可能となり、観光客やビジネスマン等の利用者の県内滞在時間が長くなるとともに、新規路線やチャーター便の就航等が実現し、利用者が増加することにより、交流人口を増加させることができる。 	<p>地方空港の運用時間変更する場合には、国土交通省通知により、航空保安業務要員などの必要な予算措置等を円滑に実施するため、変更を計画する年度の前々年度の1月末までに要望書の提出を求められている。</p>	<p>平成20年1月22日付け東空保第16号阪空保第138号 「空港の運用時間変更に係る手続きについて」</p>	<p>空港の運用時間延長に係る地元同意がある場合には、「延長時間帯での運航計画」が構想等の段階であっても、航空保安要員業務に従事する国土交通省航空局職員の増員を要しない範囲であれば、空港運用時間の延長を可能とする。</p>
			<p>CIQ(税関・出入国管理・検疫)が常設されていない非検疫空港において行われる検疫業務を、現在の検疫所常勤職員による対応ではなく、検疫所が非常勤職員に任命した空港近隣の医師が行うこととし、海外からのプライベートジェット機等の直接就航を可能とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外から信州まつもと空港へのプライベートジェット機等の直接就航が可能になり、スキーなどを楽しむ外国人富裕層をはじめとした海外からの観光誘客が促進される。 	<p>海外からのプライベートジェット機等については、運航日直前での連絡が多いことから、検疫所からの職員の派遣が困難となり検疫体制がとれない。そのため、検疫法上の非検疫飛行場である信州まつもとと空港へ直接着陸することは不可能であり、一旦、検疫飛行場(羽田空港、中部国際空港等)に着陸して検疫を受けた上で、信州まつもとと空港へ着陸し、入国、税関に関する手続きを実施する必要がある。</p>	<p>検疫法第4条</p>	<p>CIQが常設されていない非検疫空港において行われる検疫業務を、現在の検疫所常勤職員派遣による対応ではなく、検疫所が非常勤職員等に任命した空港近隣の医師が行うこととし、海外からのプライベートジェット機等の直接就航を可能とする。</p>
			<p>スキーインストラクターとして就労可能な在留資格要件の緩和により、外国人インストラクターを確保し、外国人スキーヤーへのサービスを向上させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県は外国人宿泊者数を2017年までに倍増することを目標としている。これを加速させることにより、国全体の2020年訪日外国人旅行者数2000万人超の目標達成に貢献できる。 ・冬季オリンピック開催県「NAGANO」の発信により、2020年東京オリンピックに向けた世界からの誘客強化に貢献できる。 	<p>外国人スポーツ指導者が在留資格(技能)を得るための要件については「3年」の実務経験が必要であるが、スキーインストラクターの場合は、スキーが通年型のスポーツではないと判断されていることから、1年のうち3ヶ月の実務経験しか認定されていない(実質的に外国人スキーインストラクターの確保は困難)。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法第7条 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令</p>	<p>スキーインストラクター実務経験は1年のうち実質3ヶ月程度と換算されているが、3シーズン以上の実務経験を備える外国人については、在留資格要件を緩和する。</p>

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
長野県	長野県人口定着・確かな暮らしの実現を目指す地方創生特区活用プラン	長野県	道の駅管理者(市町村等)が、道の駅内の道路区域内において、賑わいの創出など地域の活性化に寄与する目的で公共性の高い工作物等を設置する場合には、地方の裁量で占用を許可できるよう規制の緩和を求める。	・現在、道の駅は、それ自身が目的地となっており、道の駅内に設置されているレストランや直売所などの地域振興施設においては、地域の特産物や観光資源を活かして、地方の特色や個性を表現し、文化などの情報発信や様々なイベントを開催することで利用者が楽しめるサービスを提供している。道の駅内の道路区域についても工作物等の設置について柔軟に対応することにより、道の駅の有効活用が図られ、道の駅ごとに独自性を出したサービス提供が可能となり、道路利用者の利便性の向上や観光・産業の活性化、地域の雇用の創出に繋がる。	道路占用が可能な工作物等は、道路法において限定列举されており、これに該当しないものは、原則として認められない。	道路法第32条	道の駅内の道路区域における工作物等の占用については、地方の裁量で許可できるようにする。
			下水道の普及と人口の減少により、し尿や浄化槽汚泥の発生量が減少している。こうした中、今後、老朽化が進むし尿処理施設を改築するよりも、既存の下水道処理場を有効利用して、し尿等を処理することは合理的であり、汚水処理施設の効率的な整備に資するものと考えられる。県内のし尿処理施設の中には、老朽化により改築の必要性が高まっているところがあり、複数の市町村では下水道処理場でし尿等の処理を計画している。そこで、し尿等を下水道処理場へ投入する施設(し尿の受入施設)を下水道施設として位置付けることにより、下水道処理場におけるし尿等の受入処理を容易なものとする。	人口減少下における下水道処理場を活用して、し尿等を一体的に処理することにより、 ①し尿処理施設更新経費の削減 ②生活排水処理を一元化することによる処理コストの縮減 ③下水道使用料増収による下水道事業の経営安定化が図られる。	下水道施設は、下水道処理区域の下水を処理するための施設の総体とされているため、下水道処理区域外からし尿等を受け入れるための施設は下水道施設とは位置付けられていないこと。 し尿等を下水道へ投入する施設(し尿等の受入施設)を下水道処理場内に設置する場合、国土交通大臣の目的外使用の承認(補助金適正化法第22条)の事務手続等が必要であること。	道路法施行令第7条	道の駅内の道路区域については、無余地性の原則を適用しないこととする。
					下水道法	下水道事業の範囲を拡大し、し尿等の受入施設を下水道施設として位置付ける。	